

日本経営システム学会研究部会内規

本内規は、日本経営システム学会「研究委員会規則」に基づき、研究部会の設立、運営、改廃等に関する事項を規定する。

第1条（目的）

●研究部会設立の目的を以下の通り規定する。

1. 研究部会は、当該部会が定める一定のテーマを主題として設立され、同部会における日本経営システム学会（以下本学会）の会員相互の研究報告とこれに伴う討議を通じて、会員の研究あるいは実務に役立つような研鑽を積む機関として機能することを目的とする。

第2条（設立）

●研究部会の設立は、以下の2通りの方法をとる。

1. 研究委員会への申請によるもの。
2. 研究委員会の発議によるもの。
3. 上記いずれの場合においても、所定の申請書ならびに付帯書類により、所定の手続きに従い研究委員会へ申請する。同委員会による受理・審査を経て理事会に上程し、理事会において承認するものとする。
4. 申請書、その他付帯書類の書式ならびに申請手続きについては別に定める。

第3条（構成）

●研究部会の構成は次の通り定められる。

1. 研究部会員は、正会員、賛助会員、学生会員等、本学会員であることを原則とする。
2. 但し、本学会会員以外の個人ならびに法人の部会への参加を妨げるものではない。
3. 研究部会はその構成人数の最低要件を5名以上とし、代表者としての主査1名と事務局としての幹事1名をおくことを規定する。
4. 削除（本部の届け）

第4条（期間）

●研究部会の活動期間について以下の通り規定する。

1. 第2条に規定された所定の設立手続きを経て、当該年度の最終の理事会で承認された部会を次年度の4月1日から発足させることを原則とする。
2. 但し、特に研究委員会ならびに理事会において必要と判断された場合は、年度の途中からでも研究部会の設立を妨げるものではない。
3. 第4条2項に従った研究委員会の設立には、第2条に規定された通常の設定規定を適用するものとする。
4. 研究部会存続期間は理事会の承認時より5カ年とする。ただし、研究委員会に申請し、理事会に上程された後、同理事会の承認を受けた場合はさらに5カ年継続することが出来る。

第5条（補助金）

研究部会は運営費用の補助金として、理事会の定める補助金を学会から得ることが出来る。

第6条（報告）

主査は年度末あるいは研究委員会の要請によって、研究部会の活動成果を研究委員会に報告しなければならない。

第7条（成果発表）

●研究部会の学術活動に関する報告について以下の通り規定する。

1. 研究部会は、部会終了時までまたはその翌年度末までに、その成果を本学会全国研究発表大会にて発表しなければならない。

第8条（内規の変更）

本内規の改廃は、理事会により決定することとする。

付 則

この内規は、2006年10月28日より施行する。

以上